

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会政策課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (同) 二
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同) 二
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (同) 三
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (同) 三
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (同) 三
- 公 告
- 県営土地改良事業計画の変更 (農村振興課) 四
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁高校教育課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (警察本部会計課) 六
- 選挙管理委員会
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十六年分) 七
- 宮城海区漁業調整委員会
- まだら固定式さし網漁業の制限 七
- 流し網漁業等の制限 一三
- 仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する制限 一六
- 正 誤
- 宮城県公報第二七〇九号（平成二十七年十一月十七日付け）中 一六

告 示

○ 宮城県告示第三十四号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十七年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七二一〇〇六二八	ひなたぼっこ訪問介護事業所 岩沼市二木一丁目三番七の九号	特定非営利活動法人ホムひなたぼっこ	平成二十七年九月一日
○四七二八〇〇七三九	ケアステーション壹番館 加美郡加美町平柳字本屋敷二番地一	合同会社スマイル	平成二十七年九月一日

二 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四五二二八〇〇一九	アルパイン川崎 柴田郡川崎町大字前川字北原五十九番六号	医療法人社団光友会	平成二十七年十月十五日

三 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七二二〇一五三三	デイサービス一輪の花 登米市迫町佐沼字中江四丁目十四番地十三	株式会社一輪の花	平成二十七年九月一日
○四七二八〇〇七四七	デイサービス壹番館 加美郡加美町平柳字本屋敷二番地一	合同会社スマイル	平成二十七年九月一日
○四七二二〇一五四一	ケアセンター希望の杜 登米市石越町南郷字高森二百三十三番地一	株式会社サイキ	平成二十七年九月十五日
○四七〇六〇〇五六〇	デイサービス杜のめぐみ 白石市郡山字小森下五十五	株式会社B O F	平成二十七年十月一日

○四七〇九〇〇七三九	番一 企業組合労協センター事業 団 多賀城地域福祉事業所 遊ちゃん家 多賀城市笠神五丁目十二番 七号	企業組合労協センター事 業団	平成二十七年 十月一日
------------	---	-------------------	----------------

四 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七一五〇二四九二	事業所の名称及び所在地 スマイルケア 大崎市古川城西一丁目六番 十二の二号	事業者の名称 有限会社鶴商会	指定年月日 平成二十七年 十月一日
-------------------------	--	-------------------	-------------------------

○宮城県告示第千三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十七年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七〇九〇〇七二二	事業所の名称及び所在地 有限会社オヤマ 伝上山居 宅介護事業所 多賀城市伝上山四丁目一 番三十号	事業者の名称 有限会社オヤマ	指定年月日 平成二十七年 九月一日
○四七一〇〇六三六	ひなたほっこ居宅介護支援 事業所 岩沼市吹上二丁目十四番十 の四号	特定非営利活動法人ホー ムひなたほっこ	平成二十七年 九月一日
○四七三二〇一〇五三	ケアプランニングほのか 遠田郡美里町中埜字上戸三 十三番二	有限会社穂乃香	平成二十七年 九月一日

○宮城県告示第千三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十七年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七二一〇〇六二八	事業所の名称及び所在地 ひなたほっこ訪問介護事業 所 岩沼市二木一丁目三番七の 九号	事業者の名称 特定非営利活動法人ホー ムひなたほっこ	指定年月日 平成二十七年 九月一日
○四七二八〇〇七三九	ケアステーション壱番館 加美郡加美町平柳字本屋敷 二番地一	合同会社スマイル	平成二十七年 九月一日

二 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号 ○四五二二八〇〇一九	事業所の名称及び所在地 アルパイン川崎 柴田郡川崎町大字前川字北 原五十九番六号	事業者の名称 医療法人社団光友会	指定年月日 平成二十七年 十月十五日
-------------------------	---	---------------------	--------------------------

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 ○四七二二〇一五三三	事業所の名称及び所在地 デイサービス一輪の花 登米市迫町佐沼字中江四丁 目十四番地十三	事業者の名称 株式会社一輪の花	指定年月日 平成二十七年 九月一日
○四七二八〇〇七四七	デイサービス壱番館 加美郡加美町平柳字本屋敷 二番地一	合同会社スマイル	平成二十七年 九月一日
○四七二二〇一五四一	ケアセンター希望の杜 登米市石越町南郷字高森二 百三十三番地一	株式会社サイキ	平成二十七年 九月十五日
○四七〇六〇〇五六〇	デイサービス杜のめぐみ 白石市郡山字小森下五十五 番一	株式会社B O F	平成二十七年 十月一日
○四七〇九〇〇七三九	企業組合労協センター事業 団 多賀城地域福祉事業所 遊ちゃん家 多賀城市笠神五丁目十二番 七号	企業組合労協センター事 業団	平成二十七年 十月一日

四 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七一五〇二四九二	事業所の名称及び所在地 スマイルケア	事業者の名称 有限会社鶴商会	指定年月日 平成二十七年
-------------------------	-----------------------	-------------------	-----------------

大崎市古川城西一丁目六番
十二の二号
十月一日

○宮城県告示第千三十七号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十七年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七一四〇〇六四八	在宅介護サービスたんぼぼ 東松島市赤井字中新丁二百 四番地	株式会社たんぼぼ	平成二十七年 九月一日
○四七〇二〇二四二五	八千代訪問介護ステーション 石巻市大街道南四丁目六番 二十号	株式会社智仁会	平成二十七年 十月三十一日

二 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七〇二〇二六六四	さわやかデイサービス 石巻市蛇田字新東前沼三百 二十六番地三	株式会社陽良志真	平成二十七年 九月一日
○四七〇七〇一〇七九	ユースポ名取駅西デイサー ビス 名取市手倉田字八幡四百二 十八番地の一	株式会社ユースポーツ イフ	平成二十七年 九月三十日
○四七二四〇〇六九六	ユースポ中泉デイサービス 巨理郡巨理町逢隈中泉字沼 添八十三番地三	株式会社ユースポーツ イフ	平成二十七年 九月三十日
○四七〇二〇二四一七	デイサービスセンター八千 代の家 石巻市大街道南四丁目六番 二十号	株式会社智仁会	平成二十七年 十月三十一日

三 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
-----------	-------------	--------	-------

四 特定福祉用具販売

○四七一四〇〇〇四四	在宅介護サービスたんぼぼ 東松島市赤井字中新丁二百 四番地	株式会社たんぼぼ	平成二十七年 九月一日
○四七〇六〇〇一三一	社会福祉法人白石市社会福 祉協議会指定福祉用具貸与 事業所 白石市福岡蔵本字茶園六十 二番地一	社会福祉法人白石市社会 福祉協議会	平成二十七年 九月三十日

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七一四〇〇〇四四	在宅介護サービスたんぼぼ 東松島市赤井字中新丁二百 四番地	株式会社たんぼぼ	平成二十七年 九月一日
○四七〇六〇〇一三一	社会福祉法人白石市社会福 祉協議会指定福祉用具貸与 事業所 白石市福岡蔵本字茶園六十 二番地一	社会福祉法人白石市社会 福祉協議会	平成二十七年 九月三十日

○宮城県告示第千三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十七年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七〇二〇二六六四	さわやかデイサービス 石巻市蛇田字新東前沼三百 二十六番地三	株式会社陽良志真	平成二十七年 九月一日

○宮城県告示第千三十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サ
ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十七年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

○四七〇二〇二四二五	八千代訪問介護ステーション 石巻市大街道南四丁目六番二十号	株式会社智仁会	平成二十七年十月三十一日
○四七一一四〇〇六四八	在宅介護サービスたんぼぼ 東松島市赤井字中新丁二百四番地	株式会社たんぼぼ	平成二十七年九月一日
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日

二 介護予防通所介護

○四七〇二〇二六六四	さわやかデイサービス 石巻市蛇田字新東前沼三百二十六番地三	株式会社陽良志真	平成二十七年九月一日
○四七〇七〇一〇七九	ユースボ名取駅西デイサービス 名取市手倉田字八幡四百二十八番地の一	株式会社ユーススポーツライフ	平成二十七年九月三十日
○四七〇二〇二四一七	デイサービスセンター八千代の家 石巻市大街道南四丁目六番二十号	株式会社智仁会	平成二十七年十月三十一日
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日

三 介護予防福祉用具貸与

○四七〇六〇〇一三一	社会福祉法人白石市社会福祉協議会 指定福祉用具貸与事業所 白石市福岡蔵本字茶園六十二番地一	社会福祉法人白石市社会福祉協議会	平成二十七年九月三十日
○四七一一四〇〇〇四四	在宅介護サービスたんぼぼ 東松島市赤井字中新丁二百四番地	株式会社たんぼぼ	平成二十七年九月一日
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日

四 特定介護予防福祉用具販売

○四七一四〇〇〇四四	在宅介護サービスたんぼぼ 東松島市赤井字中新丁二百四番地	株式会社たんぼぼ	平成二十七年九月一日
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日

公 告

○東宮真野大谷地地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により次の事項を公告する。

平成二十七年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要
別冊のとおり

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

- 気仙沼市唐桑町中井五十番一の一部、五十番四、六十一番の一部、六十三番二、六十四番一、六十四番二、六十七番一、六十七番二、六十八番一、六十八番四、六十八番五、六十八番六、六十九番一、六十九番二、七十九番一の一部、八十番の一部、八十一番一、八十一番二、八十二番一、八十二番四、五十番一地先の道の一部、八十番地先の道の一部

気仙沼市

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

○四七〇六〇〇一三一	社会福祉法人白石市社会福祉協議会 指定福祉用具貸与事業所 白石市福岡蔵本字茶園六十二番地一	社会福祉法人白石市社会福祉協議会	平成二十七年九月三十日
------------	---	------------------	-------------

平成二十七年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種一号） 二百キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十八年一月十四日 午前九時

4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」

5 今後調達予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十八年三月 月 百キロリットル 平成二十八年五月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とはほぼ同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一三三三五）へ平成二十七年十一月三十日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 鈴木 秀一 電話〇二二二二一一三六二二）

2 入札説明書の交付期限

平成二十七年十二月十日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年十二月十日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十七年十二月十六日午前九時から平成二十七年十二月二十一日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十七年十二月二十一日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。)にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十七年十二月二十二日午前十時 高校教育課内(宮城県庁舎十六階)

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に關する規則(平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号)による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及

び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするもの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に關する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.1) 200

Kiloliters

2 Deadline for Delivery : January 14, 2016

3 Place of Delivery : Miyaginaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : Desember 21, 2015, 5:00 p.m.

5 Contact Person : Shuichi Suzuki, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

○政府調達に關する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 クライアントシステム用サーバ①賃貸借 一式

二 契約に關する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年九月三十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 (株)J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額 十一億五千四百四十二万二千元

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十七年八月二十一日

○政府調達に關する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 放置駐車違反処理システム機器賃借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年十月十六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 三井住友トラスト・バナソニックファイナンス(株)東北支店 仙台市青葉区中央一丁目六番三十五号

五 落札金額 一億九千八百四十三万七千四百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十七年八月二十八日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出があった平成二十六年分収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

平成二十七年十一月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島濤波崎崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、二十トン未満の漁船を使用して行うまだら固定式さし網漁業（以下「まだら固定式さし網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

平成二十七年十一月二十七日

宮城海区漁業調整委員会

会長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十八年一月一日から平成二十八年二月二十九日まで

二 操業区域

石巻市網地島濤波崎崎正東の線以北の宮城県地先海面

三 操業期間

平成二十八年一月一日から平成二十八年二月二十九日まで

四 操業の届出

規制区域においてまだら固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙またら固定式さし網漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならない。

五 操業の条件及び制限

1 四の届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面を漁船に備え付けなければならない。

2 届出者は、操業期間中、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

3 操業方法は、朝さし網（おおむね午前四時に投網し、午前七時に揚網を開始する操業方法）又は留さし網（朝さし網以外の操業方法）によるものとする。なお、操業期間内においては、朝さし網と留さし網のいずれか一方のみ操業できるものとする。

4 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、沖合底びき網漁業禁止ラインより岸側に敷設する場合及び他種漁業を営む者との間で事前に調整がなされている場合はこの限りでない。

5 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

6 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

7 届出者は、当該漁業者間で協議し、操業ルールを定めるよう努めるとともに、定められた操業ルールを遵守しなければならない。

（別紙）

まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

第一 まだら固定式さし網漁業の制限（平成二十七年宮城海区漁業調整委員会指示第五号。以下「委員会指示」という。）四の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、まだら固定式さし網漁業操業届出書（様式第一号。以下「操業届出書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市

青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産業振興課内。以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 届出をした者(以下「届出者」という。)は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なくまだら固定式さし網漁業変更届出書(様式第二号。以下「変更届出書」という。)を委員会に提出しなければならない。

3 操業届出書及び変更届出書は、届出者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、まだら固定式さし網漁業操業届出一覧表(様式第三号)を添えて提出するものとする。

(届出書の受理)

第二 操業届出書及び変更届出書は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)その他の関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

(届出済証の交付)

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出を受理したときは、届出者の住所の所在地を管轄する地方振興事務所(以下「地方振興事務所」という。)を通じ、漁船(漁ろう装置及び漁網を含む。)を確認の上、届出を受理したことを証する書面(以下「届出済証」という。)を届出者に交付する。

2 届出済証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。

(船体の標識)

第四 委員会指示五の2で別に定める標識は、様式第四号とする。

(漁獲成績報告書)

第五 委員会指示五の6の漁獲成績報告書は、様式第五号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類(水揚げ切書等の写し)を添付するものとする。

(操業届出書等の経由)

第六 操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、地方振興事務所を経由して提出するものとする。

(様式第一号)

まだら固定式さし網漁業操業届出書

平成 年 月 日

宮城県漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名
印

まだら固定式さし網漁業を操業したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 操業期間 平成28年1月1日から同年2月29日まで

2 操業区域 石巻市網地島灣波崎崎王東の線以北の宮城県地先海面。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

(5) 無線の有無

4 漁具の規模

km × 張り = km

km × 張り = km

km × 張り = km

合計 張り km

5 届出理由

※ 以下は記入しないでください。

届出番号 宮まだら固 第 号

この届出を受理します。

宮城県漁業調整委員会
会長 山 喜 勝 印

(様式第2号)

まだら固定式さし網漁業変更届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 届出済証番号 宮まだら固第 号
- 2 船 名
- 3 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
4 変更の理由		

(A4縦)

(様式第3号)

まだら固定式さし網漁業操業届出一覧表

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長 (支所運営委員長) 印

※届出番号	一連番号	船 名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	届出者住所	届出者氏名

※印の欄は記載しないでください。

(A4横)

(様式第4号)

宮まだら固笥 号○

- 1 文字及び数字(届出済証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(届出済証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第5号)

まだら固定式さし網漁業漁獲成績報告書

No. _____

提出年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

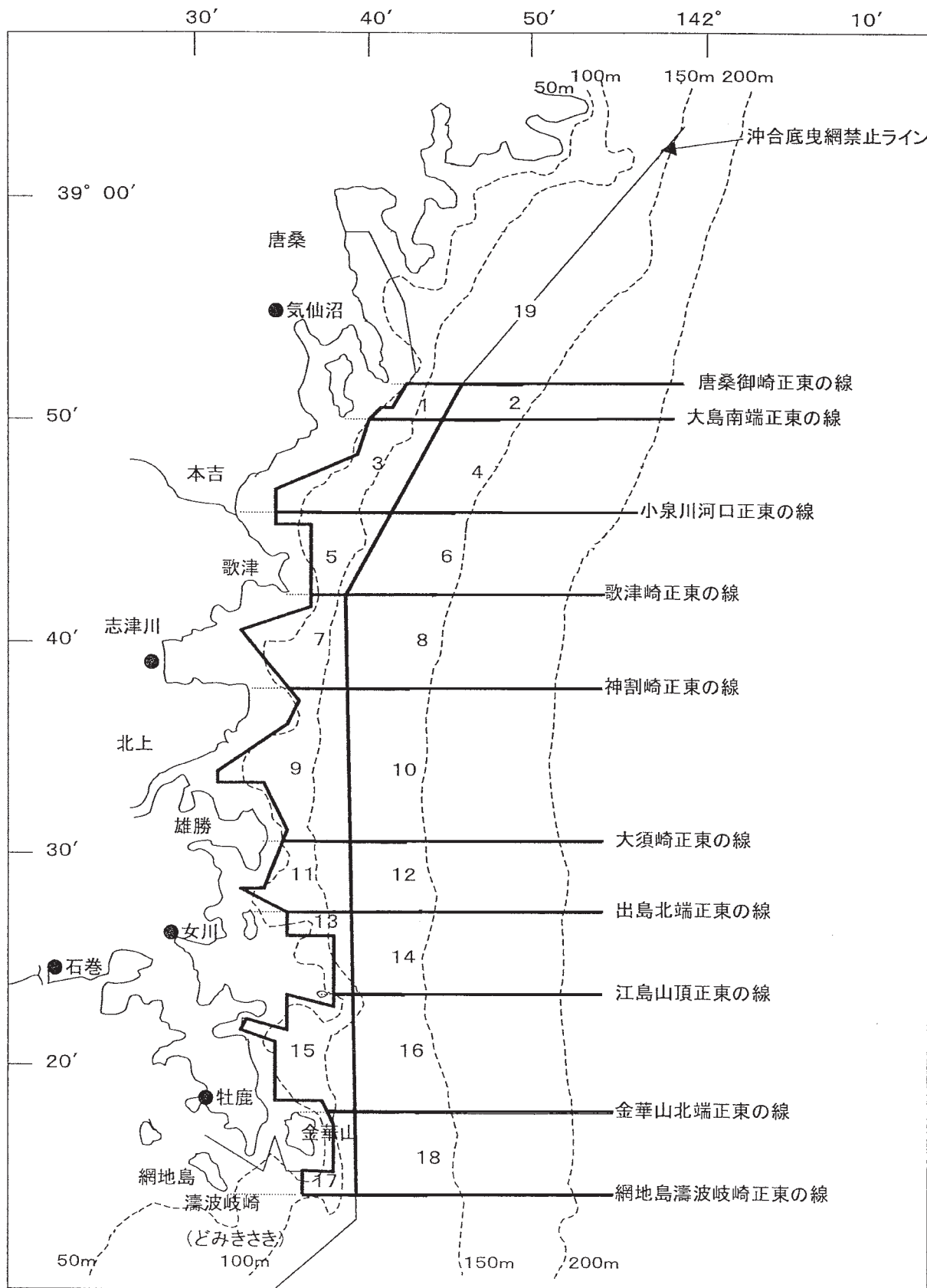
宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮まだら固第 _____ 号
氏名	印	船名	
刺網の模	目合： _____ 寸 _____ 分 (_____ cm)	乗組員	_____ 人
規	総延長： _____ m・使用反数： _____ 反		

_____ 年 _____ 月分

日	漁場番号	水深 (m)	数量 (kg)	尾数 (尾)	金額 (千円) ※税抜き	作業方法 (いずれかに○印をする)
1						朝さし網・留さし網
2						朝さし網・留さし網
3						朝さし網・留さし網
4						朝さし網・留さし網
5						朝さし網・留さし網
6						朝さし網・留さし網
7						朝さし網・留さし網
8						朝さし網・留さし網
9						朝さし網・留さし網
10						朝さし網・留さし網
旬計						
11						朝さし網・留さし網
12						朝さし網・留さし網
13						朝さし網・留さし網
14						朝さし網・留さし網
15						朝さし網・留さし網
16						朝さし網・留さし網
17						朝さし網・留さし網
18						朝さし網・留さし網
19						朝さし網・留さし網
20						朝さし網・留さし網
旬計						
21						朝さし網・留さし網
22						朝さし網・留さし網
23						朝さし網・留さし網
24						朝さし網・留さし網
25						朝さし網・留さし網
26						朝さし網・留さし網
27						朝さし網・留さし網
28						朝さし網・留さし網
29						朝さし網・留さし網
30						朝さし網・留さし網
31						朝さし網・留さし網
旬計						
合計						

宮城県地先海面における「まだら固定式さし網漁業」操業区域



○宮城海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、金華山山頂真南の線以西の仙台湾（共同漁業権区域を除く。）における流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の操業について、次のとおり制限する。

平成二十七年十一月二十七日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日まで

二 操業の届出

流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出（様式第一号）をしなければならぬ。また、届出の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、委員会に届出（様式第二号）をしなければならぬ。

三 操業の条件及び制限

1 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の届出を必要とする業種の操業は、次のとおり行わなければならない。

(一) 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の漁具の敷設時間は、原則として日没から日の出までとしなければならない。

なお、流し網漁業及びはえなわ漁業の漁具の敷設深度は、航行船の安全が十分確保できるものでなければならない。

(二) 漁具の標識

宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条の規定を遵守しなければならない。

2 着業状況報告書の提出の義務

二による着業の届出をした者は、操業した漁業ごとに着業状況報告書（様式第三号、様式第四号又は様式第五号）を操業期間終了後速やかに、委員会に提出しなければならない。

様式第1号

流し網、はえなわ、はもどう漁業着業届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合（又は届出者） ㊦

下記のとおり、流し網、はえなわ、はもどう漁業の着業をするので届け出ます。

一連 番号	船 名	漁船登録番号	総トン数	推 進 機 関 の 推 力 馬 力	操 業 時 間	届 出 者		着 業 業 種		
						住 所	氏 名	流し網	はえなわ	はもどう

※着業業種の欄には、着業する業種（漁業）に○印を記入する。

様式第2号

流し網, はえなわ, はもどう漁業変更届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 船 名 丸 (漁船登録番号 -)
- 2 届出した着業種 流し網, はえなわ, はもどう (※届出している業種 (漁業) に○印を記入する。)
- 3 変更の内容

項目	変更前	変更後

4 変更の理由

(A4縦)

様式第3号

流し網漁業着業状況報告書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所 属 漁 協 名	乗組員数	人
船 名	目合： 寸 分 (cm)	
漁船登録番号	1張り当たりの総延長： m	
総 ト ン 数	1張り当たりの使用反数： 反	
推進機関の種類及び馬力	総 使 用 張 り 数： 張り (※何張り敷設しているか記入する。)	
式	規 模	
馬力又はキロワット		

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
			計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁 具 費	経 費 (千円)		経費合計(千円)
	燃 料 費	人 件 費	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第4号

はえなわ漁業者業状況報告書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所 属 漁 協 名		乗組員数	人	
船 名		1張り当たりの総延長:	m	
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用針数:	本	
総 ト ン 数		規 模	総 使 用 張 り 数:	張り
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	規 模	総使用張り敷設しているか記入する。)	

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		計	その他	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	費 (千円)		経費合計(千円)
			その他()	()	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第5号

はもどう漁業者業状況報告書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所 属 漁 協 名		乗組員数	人	
船 名		1張り当たりの総延長:	m	
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用どう数:	個	
総 ト ン 数		規 模	総 使 用 張 り 数:	張り
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	規 模	総使用張り敷設しているか記入する。)	

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		計	まあなご	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	費 (千円)		経費合計(千円)
			その他()	()	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

○宮城海区漁業調整委員会指示第七号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、仙台湾における水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり制限する。

平成二十七年十一月二十七日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十七年十二月一日から平成二十八年四月三十日まで

二 制限の内容

次の表に示す保護区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第四十八条第一項の規定により知事の許可を受けて採捕する場合及び試験研究機関が採捕する場合は、この限りでない。

保護区域名	保護区域（表示は、世界測地系による。）
仙台湾A区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十六・九〇分、東経百四十一度十三・一〇分 点イ 北緯三十八度十六・六〇分、東経百四十一度十四・三六分 点ウ 北緯三十八度十五・六三分、東経百四十一度十四・〇〇分 点エ 北緯三十八度十五・九〇分、東経百四十一度十二・八〇分
仙台湾B区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十一・八九分、東経百四十一度十三・八六分 点イ 北緯三十八度十一・四〇分、東経百四十一度十五・六二分 点ウ 北緯三十八度十・四七分、東経百四十一度十五・二九分 点エ 北緯三十八度十・九二分、東経百四十一度十三・四八分
仙台湾C区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度〇八・〇〇分、東経百四十一度〇四・一六分 点イ 北緯三十八度〇七・四二分、東経百四十一度〇六・五九分 点ウ 北緯三十八度〇五・五〇分、東経百四十一度〇五・八四分 点エ 北緯三十八度〇六・一〇分、東経百四十一度〇三・四一分
仙台湾D区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十八・五八分、東経百四十一度十五・六〇分 点イ 北緯三十八度十七・三五分、東経百四十一度十七・六二分 点ウ 北緯三十八度十五・八〇分、東経百四十一度十六・二一分

点エ 北緯三十八度十六・九八分、東経百四十一度十四・二二分

正 誤

○宮城県公報第二七〇九号（平成二十七年十一月十七日付け）中

ページ

九 上 段 行

後ろから二

平成二十七年十月二十九日

正

平成二十七年十月二十六日

誤